

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月24日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第 2 1 号

市道矢野町中央線において発生した接触事故に係る相手方との和解及び
損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項
の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 和解の相手方

八幡浜市

2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和 2 年 1 1 月 2 0 日午前 8 時 5 0 分頃、八幡浜市広瀬三丁目 8 7 8 番 1
地先において、市所有車両が市道矢野町中央線から市道四国山参道線に左折
した際に、同車両の左後方部が相手方の所有するコンクリートブロック塀に
接触し、損害を与えた。

このため、当該コンクリートブロック塀の修理損害額の全額を市が相手方
に支払う。

- (2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求
は行わない。
- (3) 損害賠償の額 1 3, 2 0 0 円